

表2 文化的景観を構成する重要な構成要素に対する文化庁への届出行為

地 区	文化的景観の構成要素	文化的景観との関連性	現状変更届行為
全 地 区	石造物	河川及び旧河川の堤防には、水に関する神仏（水神宮・水神塔、弁才天、録事尊・録事法眼、青竜大権現等）を始めとする多くの石塔・石祠・石仏等がある。これらの石造物は、かつての決壊地や用水の取り入れ口、船着場などに多く分布し、水場の生活を支える重要な地に建立されている。	石造物の除却または移設
谷田川地区	沈下橋	「通り前橋」「北坪東橋」の2つの沈下橋は、欄干はなく谷田川の水位が上昇した場合にも水の抵抗が少ない構造を持つ。板倉町の東地区と南地区を繋ぐ橋であり、また居住地と中洲の耕作地を繋ぐ重要な橋である。	・滅失又はき損 ・新築、改築、移転、除却 ・修繕若しくは
古利根地区	堤 防	近世期に築堤された、古利根地区の堤防は、全長約2kmに渡り、連続的に維持されている。現在も町域の景観の骨格となっている。	地形の形状変更
	呑口締め切り跡 (天保の締め切り跡)	天保12年に旧合の川を締め切った跡である。近世における利根川瀬替事業の偉業をしのぶ土木遺産である。	
谷田川地区 古利根地区	水塚の配される 土盛地形	水塚は、堤防地形を活用するとともに、さらに土盛を施して設置されており、その地形は、水塚をより高所に配する「水場の一寸高」の意識を表している。	
	文化的景観を構成する 重要な家屋	重要文化的景観を構成する重要な家屋として、特定される建築物とその取扱いについては別に定める。	



**対象範囲内における変更行為は事前協議が必要です
まずはお気軽にご相談ください**

※表1・表2に記載される範囲すべてが対象となります。手続きの流れについては次ページをご覧ください。

保存計画範囲の行為規制について

文化的景観の保存計画対象範囲では、景観法に基づく「板倉町風景計画」「板倉町風景条例」によって行為規制が全域に適用されるほか、既存の土地利用に関する法規制として「文化財保護法」「河川法」「農業振興地域の整備に関する法律」「都市計画法（市街化調整区域）」が適用され、開発行為は規制されています。



【担当窓口】
板倉町教育委員会事務局 生涯学習係
 (板倉町中央公民館内)
 〒374-0132
 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2698 番地
 Tel.0276-82-2435 / Fax.0276-82-2436
 e-Mail : k-gakusyuu@town.itakura.gunma.jp



雷電神社



雷電神社木版画



渡良瀬遊水地ヨシ原



揚 舟



柳 山